

お客さま各位

足立成和信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応に関するお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫が交付する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫におけるインボイス制度への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

記

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号	T8011805000936
--------------------	----------------

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「受取書」を発行いたします。

例：両替手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料 など

2. 営業店窓口でのお振込みにかかる手数料について

営業店窓口等で振込依頼書を使用してお振込みいただいた場合、インボイスの要件を満たした「振込金(兼振込手数料)受取書」を発行いたします。

3. 口座振替でお支払いいただく手数料について

預金口座より口座振替の方法でお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客さまに対して、インボイスの要件を満たした「インボイス管理表」を発行いたします。

インボイスの発行をご希望されるお客さまは、営業店窓口にお申し付けください。

例：インターネットバンキング（ファームバンキングを含む）にかかる月額基本料
および振込手数料、でんさいサービスにかかる基本手数料および各種記録
手数料、その他の口座振替手数料、月間利用料、年間利用料 など

4. ATMでのお取引にかかる手数料について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承願います。

5. 当金庫にご提出いただくインボイスについて

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

6. インボイス制度について

インボイス制度につきましては、以下をご参照ください。

⇒ [インボイス制度特設サイト\(国税庁\)](#)

以上